

1. 利用料金

(1) 介護保険による場合 ※各種加算に関しては別表 1 参照

介護保険サービスを利用した場合の利用者が負担する利用料は、原則として、①基本料金と②各種加算を合計した額で負担割合は負担割合証により変わります。ただし、各種加算のうち、加算に係る利用者負担は下記で確認されたものとし、加算が追加される場合は随時説明いたします。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

○看護師が訪問した場合	訪問看護費	介護予防訪問看護費
(1) 20 分未満 (24 時間体制、20 分以上/週 1 回)	3, 140 円	3, 030 円
(2) 30 分未満	4, 710 円	4, 510 円
(3) 30 分以上 1 時間未満	8, 230 円	7, 940 円
(4) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	11, 280 円	10, 900 円
○准看護師の訪問含む場合は所定の 90/100		
○理学療法士、作業療法士等が訪問した場合		
(1) 20 分	2, 940 円	2, 840 円
(2) 40 分	5, 880 円	5, 680 円
(3) 60 分	7, 950 円	4, 260 円
注: 1 回あたり 20 分週 6 回が限度 注: 予防 利用開始日の属する月から 12 月超 1 回につき 5 単位減算		
○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護 (月 1 回) 29,610 円		
・要介護 5 の利用者の場合は 800 単位の加算 (月 1 回)		
・准看護師は所定額の 98/100 を算定		
・特別指示等医療保険の訪問看護期間は 97 単位/日の減算		
・要介護 5 の変更、短期入所利用等は日割り計算		
○高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数から 100 分の 1 を減算		
○業務継続計画未策定減算 所定単位数から 100 分の 1 を減算		

②各種加算

○夜間・早朝加算 所定単位数の 100 分の 25 を加算			
○深夜加算 所定単位数の 100 分の 50 を加算			
○複数名訪問加算 (Ⅰ) 2 人の看護師等の訪問	30 分未満 2, 540 円	30 分以上 4, 020 円	
○複数名訪問加算 (Ⅱ) 看護師等と看護補助者	30 分未満 2, 010 円	30 分以上 3, 170 円	
○長時間訪問看護加算 3, 000 円			
○緊急時訪問看護加算 (1 月につき) (Ⅰ) 6, 000 円			
			(Ⅱ) 5, 740 円
※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定 (2 回目以降は早朝・夜間・深夜加算を算定可)			
○特別管理加算 (Ⅰ) (1 月につき)			
・在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態等 5, 000 円			
○特別管理加算 (Ⅱ) (1 月につき)			
・その他 2, 500 円			
○初回加算 (Ⅰ) (新規利用者、退院・退所当日の看護師の訪問) (月 1 回) (Ⅰ) 3, 500 円			
○初回加算 (Ⅱ) (新規利用者) (月 1 回) (Ⅱ) 3, 000 円			
○退院時共同指導加算 (1 回、特別管理 2 回) 6, 000 円			
○口腔連携強化加算 500 円			
○看護・介護職員連携強化加算 (特定業務) 2, 500 円			
○ターミナルケア加算 25, 000 円			

○サービス提供体制強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 回につき 60 円 又は 30 円
○サービス提供体制強化加算（定期巡回）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 月につき 500 円
○看護体制強化加算（Ⅰ）1 月につき・・・・・・・・・・・・・・・・	5, 500 円
○看護体制強化加算（Ⅱ）1 月につき・・・・・・・・・・・・・・・・	2, 000 円
○看護体制強化加算（介護予防）1 月につき・・・・・・・・・・・・	1, 000 円
○介護職員等处遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・	一月当たりの総単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数を加算

別表 1）各種加算の説明

夜間・早朝、深夜加算	ケアプランに位置付けられた訪問看護が当該時間帯に行われる場合や、緊急時訪問看護加算を算定している方で、計画外での当該時間帯に訪問した場合は同一月の 2 回目以降より加算されます。 夜間・早朝加算 18 時～22 時・6 時～8 時 深夜加算 22 時～6 時
複数名訪問加算（Ⅰ）	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由等により同時に 2 人の看護師等が 1 人の利用者に対し訪問看護を行った場合に加算されます。
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に対し訪問看護を行った場合に加算されます。
長時間訪問看護加算	特別管理加算の利用者で、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。
緊急時訪問看護加算	利用者の同意のもと、利用者・家族等から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に 24 時間連絡体制にある場合に加算されます。
特別管理加算（Ⅰ）	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等である場合に加算されます。
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合に加算されます。
初回加算（Ⅰ）	新規の利用者、過去 2 月において訪問看護を受けていない方、もしくは介護区分が介護予防から要介護（要介護から介護予防）に変更になった方に対して、訪問看護計画書を作成し、病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に加算されます。 ※退院時共同指導加算と併用不可
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者、過去 2 月において訪問看護を受けていない方、もしくは介護区分が介護予防から要介護（要介護から介護予防）に変更になった方に対して、訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った場合に加算されます。 ※退院時共同指導加算と併用不可
退院時共同指導加算	入院中・入所中の者が退院又は退所時にあたり、主治医等と連携して在宅療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に加算されます。
看護・介護 職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等（※）が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。 ※口腔内・鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問看護を実施し、かつ、ターミナルケアを行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	次の要件を満たした場合に加算されます。 ○研修計画を作成し実施または予定している ○健康診断を定期的実施 ○利用者に関する情報伝達・留意点・技術指導を目的とする会議を概ね一月 1 回以上開催 ○勤続 7 年以上又は勤続 3 年以上の職員が全体の 30% 以上在籍
看護体制強化加算	次の要件を満たした場合に加算されます。 ○算定日を含む前 6 ヶ月において、「緊急時訪問看護加算を算定した利用者が、利用者総数の 50% 以上」であること及び「特別管理加算を算定した利用者が、利用者総数の 20% 以上」であること ○算定日を含む、前 12 ヶ月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が（Ⅰ）5 名以上、（Ⅱ）1 名以上 ○（介護予防）訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が 6 割以上の場合に加算されます。
介護職員等处遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。

（2）医療保険による場合

医療保険による訪問看護サービスを利用した場合の利用者が負担する利用料は、原則として、①基本料金、②各種加算、③管理療養費と④その他療養費を合計した額で、負担割合は保険の種類により変わります。ただ

し、②については、該当となる場合のみに加算されます。

訪問看護療養費（精神科以外） ※②各種加算、③管理療養費、④その他療養費に関しては別表2参照

①基本料金

1 訪問看護基本療養費（Ⅰ）	
イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く）	
（１）週３日まで・・・・・・・・・・	5, 550円／日 （２）週４日目以降・・・・・・・・・・ 6, 550円／日
□ 准看護師による場合	
（１）週３日まで・・・・・・・・・・	5, 050円／日 （２）週４日目以降・・・・・・・・・・ 6, 050円／日
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）・・・・・・・・・・	
12, 850円／月	
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合・・・・・・・・・・	
5, 550円／日	
2 訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者）	
イ 保健師、助産師、看護師による場合（ハを除く）	
（１） 同一日に２人	
①週３日目まで・・・・・・・・・・	5, 550円／日 ②週４日目以降・・・・・・・・・・ 6, 550円／日
（２） 同一日に３人以上９人以下	
①週３日目まで・・・・・・・・・・	2, 780円／日 ②週４日目以降・・・・・・・・・・ 3, 280円／日
（３） 同一日に１０人以上１９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 760円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 660円／日
（４） 同一日に２０人以上４９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 710円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 610円／日
（５） 同一日に５０人以上	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 610円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 510円／日
□ 准看護師による場合	
（１） 同一日に２人	
①週３日目まで・・・・・・・・・・	5, 050円／日 ②週４日目以降・・・・・・・・・・ 6, 050円／日
（２） 同一日に３人以上９人以下	
①週３日目まで・・・・・・・・・・	2, 530円／日 ②週４日目以降・・・・・・・・・・ 3, 030円／日
（３） 同一日に１０人以上１９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 520円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 420円／日
（４） 同一日に２０人以上４９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 470円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 370円／日
（５） 同一日に５０人以上	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 370円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 270円／日
ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）・・・・・・・・・・	
12, 850円／月	
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	
（１） 同一日に２人・・・・・・・・・・	5, 550円／日
（２） 同一日に３人以上９人以下・・・・・・・・・・	2, 780円／日
（３） 同一日に１０人以上１９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 760円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 660円／日
（４） 同一日に２０人以上４９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 710円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 610円／日
（５） 同一日に５０人以上	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	2, 610円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 2, 510円／日
3 訪問看護基本療養費（Ⅲ）	
外泊中の訪問看護１回、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は２回・・・・・・・・・・	
8, 500円／回	
●特別訪問看護指示書による訪問（１回につき１４日）	

②各種加算

○難病等複数回訪問加算	
イ １日に２回の場合	
（１）同一建物内１人又は２人・・・・・・・・・・	4, 500円／日
（２）同一建物内３人以上９人以下・・・・・・・・・・	4, 000円／日
（３）同一建物内１０人以上１９人以下・・・・・・・・・・	3, 700円／日
（４）同一建物内２０人以上４９人以下・・・・・・・・・・	3, 500円／日
（５）同一建物内５０人以上・・・・・・・・・・	3, 300円／日
□ １日に３回以上の場合	
（１）同一建物内１人又は２人・・・・・・・・・・	8, 000円／日
（２）同一建物内３人以上９人以下・・・・・・・・・・	7, 200円／日
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	7, 200円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 6, 900円／日
（３）同一建物内１０人以上１９人以下	
①月２０日目まで・・・・・・・・・・	6, 300円／日 ②月２１日目以降・・・・・・・・・・ 5, 200円／日

- (4) 同一建物内20人以上49人以下
 ①月20日目まで・・・・・・4,800円/日 ②月21日目以降・・・・・・3,500円/日
- (5) 同一建物内50人以上
 ①月20日目まで・・・・・・4,100円/日 ②月21日目以降・・・・・・3,000円/日
- 特別地域訪問看護加算・・・・・・基本療養費の100分の50に相当する額を加算
- 緊急訪問看護加算（診療所又は在宅療養支援病院の指示）
 イ 月14日目まで・・・・・・2,650円/日 □ 月15日目以降・・・・・・2,000円/日
- 長時間訪問看護加算（90分超の訪問看護：特別管理・特別指示の場合は週1日まで、
 15歳未満（準）超重症児及び15歳未満の特別管理加算対象の小児の場合は週3日まで）5,200円/日
- 乳幼児加算（6歳未満の乳幼児）1,400円/日、厚生労働大臣が定める者に該当する場合1,800円/日
- 複数名訪問看護加算
 イ 看護師等と訪問（厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示）（週1日）
 (1) 同一建物内1人又は2人・・・・・・4,500円/日
 (2) 同一建物内3人以上9人以下・・・・・・4,000円/日
 (3) 同一建物内10人以上19人以下・・・・・・3,400円/日
 (4) 同一建物内20人以上49人以下・・・・・・3,000円/日
 (5) 同一建物内50人以上・・・・・・2,700円/日
 □ 准看護師と訪問（厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示）（週1日）
 (1) 同一建物内1人又は2人・・・・・・3,800円/日
 (2) 同一建物内3人以上9人以下・・・・・・3,400円/日
 (3) 同一建物内10人以上19人以下・・・・・・2,800円/日
 (4) 同一建物内20人以上49人以下・・・・・・2,500円/日
 (5) 同一建物内50人以上・・・・・・2,200円/日
- ハ その他職員と訪問（二以外）（週3日までを限度）
 (1) 同一建物内1人又は2人・・・・・・3,000円/日
 (2) 同一建物内3人以上9人以下・・・・・・2,700円/日
 (3) 同一建物内10人以上19人以下・・・・・・2,100円/日
 (4) 同一建物内20人以上49人以下・・・・・・1,900円/日
 (5) 同一建物内50人以上・・・・・・1,600円/日
- 二 その他職員と訪問（別に厚生労働大臣が定める場合）
 (1) 1日に1回の場合
 ①同一建物内1人又は2人・・・・・・3,000円/日
 ②同一建物内3人以上9人以下・・・・・・2,700円/日
 ③同一建物内10人以上19人以下・・・・・・2,100円/日
 ④同一建物内20人以上49人以下・・・・・・1,900円/日
 ⑤同一建物内50人以上・・・・・・1,600円/日
 (2) 1日に2回の場合
 ①同一建物内1人又は2人・・・・・・6,000円/日
 ②同一建物内3人以上9人以下・・・・・・5,400円/日
 ③同一建物内10人以上19人以下・・・・・・3,800円/日
 ④同一建物内20人以上49人以下・・・・・・3,450円/日
 ⑤同一建物内50人以上・・・・・・3,300円/日
 (3) 1日に3回以上の場合
 ①同一建物内1人又は2人・・・・・・10,000円/日
 ②同一建物内3人以上9人以下・・・・・・9,000円/日
 ③同一建物内10人以上19人以下・・・・・・5,500円/日
 ④同一建物内20人以上49人以下・・・・・・4,800円/日
 ⑤同一建物内50人以上・・・・・・4,500円/日
- 夜間・早朝訪問看護加算
 イ 同一建物内1人又は2人・・・・・・2,100円/日
 □ 同一建物内3人以上9人以下
 (1) 月15日目まで・・・・・・2,100円/日 (2) 月16日目以降・・・・・・1,900円/日
- ハ 同一建物内10人以上19人以下
 (1) 月15日目まで・・・・・・1,800円/日 (2) 月16日目以降・・・・・・1,300円/日
- 二 同一建物内20人以上49人以下
 (1) 月15日目まで・・・・・・1,200円/日 (2) 月16日目以降・・・・・・950円/日
- ホ 同一建物内50人以上
 (1) 月15日目まで・・・・・・1,000円/日 (2) 月16日目以降・・・・・・800円/日
- 深夜訪問看護加算
 イ 同一建物内1人又は2人・・・・・・4,200円/日
 □ 同一建物内3人以上9人以下
 (1) 月15日目まで・・・・・・4,200円/日 (2) 月16日目以降・・・・・・4,000円/日
- ハ 同一建物内10人以上19人以下

(1) 月15日目まで・・・・・・・・3,900円/日	(2) 月16日目以降・・・・・・・・2,300円/日
二 同一建物内20人以上49人以下	
(1) 月15日目まで・・・・・・・・2,100円/日	(2) 月16日目以降・・・・・・・・1,500円/日
ホ 同一建物内50人以上	
(1) 月15日目まで・・・・・・・・1,800円/日	(2) 月16日目以降・・・・・・・・1,300円/日

③管理療養費

訪問看護管理療養費

1 月の初日の訪問の場合

- イ 機能強化型訪問看護管理療養費1・・・・・・・・13,760円
- ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2・・・・・・・・10,460円
- ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3・・・・・・・・9,030円
- ニ 機能強化型訪問看護管理療養費4・・・・・・・・9,030円
- ホ イからニまで以外の場合・・・・・・・・7,710円

2 月の2日目以降の訪問の場合

- イ 単一建物居住利用者が20人未満・・・・・・・・3,010円/日
- ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満
 - (1) 月15日目まで・・・・・・・・2,510円/日
 - (2) 月16日目以降24日目まで・・・・・・・・2,310円/日
 - (3) 月25日目以降・・・・・・・・2,210円/日
- ハ 単一建物居住利用者が50人以上
 - (1) 月15日目まで・・・・・・・・2,410円/日
 - (2) 月16日目以降24日目まで・・・・・・・・2,210円/日
 - (3) 月25日目以降・・・・・・・・2,010円/日

○24時間対応体制加算・・・・・・・・イ 6,800円/月、ロ 6,520円/月

○特別管理加算

(Ⅰ) 在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態等・・・・・・・・5,000円/月

(Ⅱ) その他・・・・・・・・2,500円/月

○退院時共同指導加算(退院・退所につき1回、別に厚生労働が定める場合は2回)・・・・・・・・8,000円/回

特別管理指導加算・・・・・・・・2,000円

○退院支援指導加算(退院日)・・・・・・・・6,000円

退院支援指導加算(退院日・長時間の場合)・・・・・・・・8,400円

○在宅患者連携指導加算・・・・・・・・3,000円/月

○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)・・・・・・・・2,000円/回

○精神科重症患者支援管理連携加算(6ヶ月まで) イ・・・・8,400円/月 ロ・・・・5,800円/月

○看護・介護職員連携強化加算・・・・・・・・2,500円/月

○専門管理加算・・・・・・・・2,500円/月

○訪問看護医療 DX 情報活用加算・・・・・・・・50円/月

○訪問看護医療情報連携加算・・・・・・・・1,000円/月

④その他の療養費

訪問看護情報提供療養費1, 2, 3・・・・・・・・1,500円/月

包括型訪問看護療養費

1 単一建物居住者が20人未満の場合

- イ 訪問看護時間が30分以上60分未満・・・・・・・・7,010円/日
- ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満・・・・・・・・11,010円/日
- ハ 訪問看護時間が90分以上・・・・・・・・14,010円/日
- ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合・・・・・・・・15,510円/日

2 単一建物居住者が20人以上50人未満の場合

- イ 訪問看護時間が30分以上60分未満・・・・・・・・6,310円/日
- ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満・・・・・・・・9,910円/日
- ハ 訪問看護時間が90分以上・・・・・・・・13,730円/日
- ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合・・・・・・・・15,200円/日

3 単一建物居住者が50人以上の場合

- イ 訪問看護時間が30分以上60分未満・・・・・・・・5,960円/日
- ロ 訪問看護時間が60分以上90分未満・・・・・・・・9,360円/日
- ハ 訪問看護時間が90分以上・・・・・・・・13,450円/日
- ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合・・・・・・・・14,890円/日

訪問看護ターミナルケア療養費1・・・・・・・・25,000円

訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円
訪問看護遠隔診療補助料	2,650円/月
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)	1,830円/月
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ)	30円～1,040円/月
訪問看護物価対応料	
1 訪問看護物価対応料 1	
イ 月の初日の訪問の場合	60円/日
ロ 月の2日目以降の訪問の場合	20円/日
2 訪問看護物価対応料 2 (包括型訪問看護療養費を算定している場合)	20円/日

別表2) 各種加算、管理療養費、その他療養費の説明

難病等複数回訪問加算	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。
特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める地域の利用者への訪問に、訪問看護ステーションから最も合理的な経路で片道1時間以上の時間を要する場合に加算されます。
緊急時訪問看護加算	利用者又は家族の緊急の求めに応じて、主治医(診療所又は在宅療養支援病院)の指示に基づき緊急訪問看護を行った場合に加算されます。
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者への1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合に週1回加算されます。医療的ケアが必要な児は週3回加算されます。
乳幼児加算	6歳未満の訪問看護の場合に加算されます。
複数名訪問看護加算	次の理由で看護師等が複数名で訪問した場合に加算されます。 厚生労働大臣が定める疾病・特別訪問看護指示書の指示期間・特別管理加算の対象者・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者、利用者の身体的理由により1人での訪問看護が困難な場合
夜間・早朝、深夜加算	夜間・早朝加算(18時～22時・6時～8時) 深夜加算(22時～6時)
機能強化型訪問看護 管理療養費 1	○常勤の看護職員が7名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○ターミナルケア件数が年20件以上ある ○別に厚生労働大臣の定める疾病等の利用者が月に10名以上の実績がある ○居宅介護支援事業所が設置されている ○地域での活動がある ○専門の研修を受けた看護師が配置されている
機能強化型訪問看護 管理療養費 2	○常勤の看護職員が5名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○ターミナルケア件数が年15件以上ある ○別に厚生労働大臣の定める疾病等の利用者が月に7名以上の実績がある ○居宅介護支援事業所が設置されている ○地域での活動がある
機能強化型訪問看護 管理療養費 3	○常勤の看護職員が4名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○別に厚生労働大臣の定める疾病等に該当する利用者、重症な精神疾患患者が月10人以上 ○退院時共同指導の実績がある ○相互交流の勤務の実績 ○地域の医療機関等対象の研修年2回 ○地域住民等への情報提供や相談
機能強化型訪問看護 管理療養費 4	○常勤の看護職員が4名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○別に厚生労働大臣の定める疾病等に該当する利用者、重点的支援を要する精神障害を持つ利用者 ○退院時共同指導の実績がある ○地域の連携機関との会議への参加 ○地域の医療機関等対象の研修年2回 ○地域住民等への情報提供や相談
管理療養費(ⅠからⅡまで以外)	機能強化型訪問看護管理療養費1～4以外
24時間対応体制加算	利用者の同意のもとに24時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合に加算されます。
特別管理加算(Ⅰ)	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等である場合に加算されます。
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合に加算されます。
退院時共同指導加算	利用者が、退院または退所にあたり、主治医その他職員と共同して在宅療養の指導(コミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いた場合も含む)を行った場合に加算されます。

特別管理指導加算	特別管理加算の対象利用者が、退院または退所にあたり、主治医その他職員と共同して在宅療養の指導を行った場合に加算されます。
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要と認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師が退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算されます。 長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあつては長時間加算が加算されます。
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に加算されます。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養を行っている通院困難な患者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で患家へ赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算されます。1名以上が患家へ赴き、その他関係者はビデオ通話が可能な機器を用いてカンファレンスを行う場合も加算されます。
精神科重症患者支援管理連携加算	次の要件を満たした場合に加算されます。 ○主治医が所属する保険医療機関と連携し共同会議を行い、支援計画を策定している○他の医療機関を含め精神科訪問看護を週2回以上実施している ○他職種会議を週1回以上保健所、又は精神保健福祉センターと共同開催している ○医療機関と連携している他職種チームに、常勤1名以上が参加し、診療情報を受けている ○対象者は重度障害で長期入院患者又は入退院を繰り返し病状が不安定な者 ○精神保健指定医等が患者又は家族の同意を得て計画的な医学管理の下に定期訪問を行う場合 ○急変時に常時対応できる体制がある
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に加算されます。
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供した場合に加算されます。
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます。
訪問看護医療情報連携加算	電子情報処理組織を使用する方法等を用いて記録した診療情報等を活用し、訪問を計画的に行った場合に加算されます。
訪問看護情報提供療養費1、2、3	○利用者の同意のもとに、当該市町村等、義務教育諸学校からの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供した場合 ○入院、入所する利用者について情報を提供した場合
訪問看護ターミナルケア療養費1、2	○死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護(退院日に療養上必要な指導を行った場合を含む)を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について説明した上でターミナルケアを行った場合 2のみ) ○特別養護老人ホーム等で死亡し看取り介護加算を算定している利用者
訪問看護遠隔診療補助料	緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合。
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱ	訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を実施し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合。
訪問看護物価対応料	物価上昇への対応。

精神科訪問看護療養費 ※各種加算に関しては別表3参照

①基本療養費

1 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	5,550円/日
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	4,250円/日
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	6,550円/日
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	5,100円/日
ロ 准看護師による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	5,050円/日
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	3,870円/日

(3) 週4日目以降 30分以上の場合	6,050円/日
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	4,720円/日
2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 同一日に2人	
①週3日目まで 30分以上の場合	5,550円/日
②週3日目まで 30分未満の場合	4,250円/日
③週4日目以降 30分以上の場合	6,550円/日
④週4日目以降 30分未満の場合	5,100円/日
(2) 同一日に3人以上9人以下	
①週3日目まで 30分以上の場合	2,780円/日
②週3日目まで 30分未満の場合	2,130円/日
③週4日目以降 30分以上の場合	3,280円/日
④週4日目以降 30分未満の場合	2,550円/日
(3) 同一日に10人以上19人以下	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,760円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	2,110円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,660円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	2,010円/日
(4) 同一日に20人以上49人以下	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,710円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	2,070円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,610円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	1,970円/日
(5) 同一日に50人以上	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,610円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	1,990円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,510円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	1,890円/日
ロ 准看護師による場合	
(1) 同一日に2人	
①週3日目まで 30分以上の場合	5,050円/日
②週3日目まで 30分未満の場合	3,870円/日
③週4日目以降 30分以上の場合	6,050円/日
④週4日目以降 30分未満の場合	4,720円/日
(2) 同一日3人以上9人以下	
①週3日目まで 30分以上の場合	2,530円/日
②週3日目まで 30分未満の場合	1,940円/日
③週4日目以降 30分以上の場合	3,030円/日
④週4日目以降 30分未満の場合	2,360円/日
(3) 同一日に10人以上19人以下	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,520円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	1,930円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,420円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	1,830円/日
(4) 同一日に20人以上49人以下	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,470円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	1,890円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,370円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	1,790円/日
(5) 同一日に50人以上	
①月20日目まで 30分以上の場合	2,370円/日
②月20日目まで 30分未満の場合	1,810円/日
③月21日目以降 30分以上の場合	2,270円/日
④月21日目以降 30分未満の場合	1,710円/日
3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	
外泊中の訪問看護1回、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回	8,500円/回

②各種加算

○特別地域訪問看護加算 精神科以外と同じ

○精神科緊急訪問看護加算（診療所又は在宅療養支援病院の指示）

イ 月14日目まで・・・2,650円/日

ロ 月15日目以降・・・2,000円/日

○長時間精神科訪問看護加算・・・5,200円/日

○複数名精神科訪問看護加算（30分未満除く）

イ 保健師又は看護師と他の保健師・看護師・作業療法士

（1）1日1回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・4,500円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・4,000円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・3,400円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・3,000円/日

⑤同一建物内50人以上・・・2,700円/日

（2）1日2回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・9,000円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・8,100円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・6,880円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・6,070円/日

⑤同一建物内50人以上・・・5,460円/日

（3）1日3回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・14,500円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・13,000円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・11,050円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・9,750円/日

⑤同一建物内50人以上・・・8,770円/日

ロ 保健師又は看護師と准看護師

（1）1日1回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・3,800円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・3,400円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・2,800円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・2,500円/日

⑤同一建物内50人以上・・・2,200円/日

（2）1日2回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・7,600円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・6,800円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・5,600円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・5,000円/日

⑤同一建物内50人以上・・・4,400円/日

（3）1日3回の場合

①同一建物内1人又は2人・・・12,400円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・11,200円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・9,220円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・8,230円/日

⑤同一建物内50人以上・・・7,240円/日

ハ 保健師又は看護師と看護補助者又は精神保健福祉士

①同一建物内1人又は2人・・・3,000円/日

②同一建物内3人以上9人以下・・・2,700円/日

③同一建物内10人以上19人以下・・・2,100円/日

④同一建物内20人以上49人以下・・・1,900円/日

⑤同一建物内50人以上・・・1,600円/日

○夜間・早朝訪問看護加算 精神科以外と同じ

○深夜訪問看護加算 精神科以外と同じ

○精神科複数回訪問加算

イ 1日に2回の場合

（1）同一建物内1人又は2人・・・4,500円/日

（2）同一建物内3人以上9人以下・・・4,000円/日

（3）同一建物内10人以上19人以下・・・3,700円/日

（4）同一建物内20人以上49人以下・・・3,500円/日

（5）同一建物内50人以上・・・3,300円/日

ロ 1日に3回以上の場合

（1）同一建物内1人又は2人・・・8,000円/日

(2) 同一建物内3人以上9人以下・・・・・・・・・・・・・・・・	7, 200円/日
①月20日目まで・・・・・・・・	7, 200円/日
②月21日目以降・・・・・・・・	6, 900円/日
(3) 同一建物内10人以上19人以下	
①月20日目まで・・・・・・・・	6, 300円/日
②月21日目以降・・・・・・・・	5, 200円/日
(4) 同一建物内20人以上49人以下	
①月20日目まで・・・・・・・・	4, 800円/日
②月21日目以降・・・・・・・・	3, 500円/日
(5) 同一建物内50人以上	
①月20日目まで・・・・・・・・	4, 100円/日
②月21日目以降・・・・・・・・	3, 000円/日

③管理療養費、④その他の療養費は訪問看護療養費（精神科以外）を参照ください。

別表3) 各種加算の説明

精神科緊急訪問加算	利用者又は家族の緊急の求めに応じて、主治医（診療所又は在宅療養支援病院）の指示に基づき緊急訪問看護を行った場合に加算されます。
長時間精神科訪問看護加算	長時間の訪問看護を要する者に対して、1回の訪問看護が90分を超える場合に加算されます。
複数名精神科訪問看護加算	次の要件を満たした場合に加算されます。 ○利用者又は家族の同意を得ている ○看護補助者の資格はないが、守秘義務が果たせ、患家に同時滞在する時間が確保できる ○看護師の指示のもと、療養生活の世話や環境整備、看護用品の整頓など補助をする ※単に複数名の看護師が同行して同時に訪問看護を行う場合は対象とならない
精神科複数回訪問加算	次の要件を満たした場合に加算されます。 ○精神科重症患者早期集中支援管理料2を算定する保険医療機関の利用者に対し、主治医の指示のもと1日に2回又は3回以上の訪問を行った場合 ○当該管理料2を算定する保険医療機関と連携する訪問看護ステーションがそれぞれ複数回訪問した場合 ○24時間対応体制で、当該加算の届け出がある場合